道路一時使用届出書

年　　月　　日

苅田町長　様

申請者住所

氏　名

TEL

担当者

連絡先

下記により道路を使用したいので届出致します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | | 添付書類 |
| １.目的・理由 |  |  |
| ２.使用場所 | 苅田町 | □位置図・見取図  □写真 |
| 町道　　　　号 |
| ３.使用日時 | 年　　月　　日から  　　　　年　　月　　日まで　　内　　　日間  使用時間帯　　　　：　　　～　　　： |  |
| ４.使用内容 |  | □平面図  □横断図 |
| ５.交通に  対する措置 | 【車道】　□全面通行止　　□車両通行止  　　　　　□片側交互通行　□車道幅員減少  【歩道】　□歩道通行止　　□歩道幅員減少  【その他】（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | □安全対策図  （迂回路含む） |
| ６.備　考 |  |  |

**道路一時使用条件**

１　道路交通法（以下「法」とする）第77条の規定に基づき行橋警察署の許可を受ける

こと。また、全面通行止め及び車両通行止めの場合、苅田町消防本部、交通商工課、環境課等関係機関及び地元と協議し、周知すること。

２　法第77条第1項に該当する者は、交通の安全を十分に確保すること。

３　法第77条第1項に該当する者は、事故又は第三者との紛争が生じた場合、届出者の責任において一切の処理を行うこと。

４　公共物を破損しないような対策を十分すること。

５　道路一時使用の届出内容に起因して公共物等の沈下、亀裂及びその他の損傷が生じた場合は届出者の費用をもって復旧すること。その際に、必要な措置を講ずるとともに、その旨を速やかに道路管理者に連絡し、指示に従い復旧すること。

６　道路（路肩・歩道含む）を汚した場合、清掃し届出者の費用をもって処分すること。

７　作業車及び資材等を道路上（路肩・歩道含む）に放置しないこと。

８　内容に変更がある場合、事前に必ず書面をもって道路管理者と協議し指示に従うこと。

　９　許可条件に違反した時は、許可を取り消すことがある。それに伴い届出者に損害が生じても道路管理者はその責を負わない。

１０　上記以外で疑義が生じた場合は別途協議すること。